

公益財団法人

アジア人口・開発協会

役員報酬等規定

## 第1章 総則

(総則)

第1条 この規定は、公益財団法人アジア人口・開発協会(以下本協会という)の「定款」第19条第2項(理事及び監事の報酬等の額)及び第30条(報酬等)の規定に基づき、役員に対する報酬等について定める。

(報酬等の種類)

第2条 報酬等を分けて、常勤役員の報酬及び役員に対する費用の弁償の二種とする。

(規定の改廃)

第3条 この規定の改廃は、理事会の議決及び評議員会の同意を経て、理事長の決裁により決定する。

## 第2章 常勤役員の報酬

(常勤役員)

第4条 常勤役員とは、本協会の「定款」第24条3の規定に基づく業務執行理事のほか、理事長が常勤役員として推薦し、理事会が議決し評議員会が同意した、理事とする。

② 常勤役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。なお、常勤役員の勤務は、「職員就業規定」第7条(勤務時間)、第8条(休憩時間)、第10条(休日)に準じる。

(報酬額)

第5条 常勤役員への報酬額(以下役員報酬という)は、理事長が、毎年、年額1,200万円を限度として、役員報酬として年俸を予算に計上するとともに、理事会の議決及び評議員会の同意を経る、ものとする。

② 常勤役員には前項の報酬のほか、常勤役員が申請した通勤のために必要な交通費(以下通勤費という)を、支給する。ただし、通勤手段、通勤経路、は最も合理的な基準で決定するものとし、別に定める所定の様式にて届け出なければならない。

(支払い方法)

第6条 役員報酬は、年俸を12等分して、毎月25日(その日が休日にあたるときは、その前日において、その日に最も近い休日でない日)に、その月の初日から末日

までの間の分を支給する。ただし、理事長が特別の事由があると認めた場合にあっては、そのつど理事長が別に定める日とすることができる。

- ② 役員報酬は、法令に基づき常勤役員の報酬から控除すべき金額を控除して、その残額をその者の金融機関の預金への振り込みにより支給する。ただし、本人の希望に基づき、その者に支給すべき金額の全部または一部を、現金で支払うことができる。
- ③ 金融機関の預金への振り込みを受けようとする常勤役員は、あらかじめ、別に定める所定の様式にて、役員報酬の振り込みを受ける金融機関の預金の口座を届け出なければならない。
- ④ 通勤費は、通勤対象月の前月の役員報酬の支給日に、その者の金融機関の預金の口座への振り込みにより支給する。ただし、本人の希望に基づき、その者に支給すべき金額の全部または一部を、現金で支払うことができる。前月の役員報酬がない場合は、所定の様式にて届けられた日とする。また、理事長が合理的と認めた場合は、上限6ヶ月に限り、まとめて支給することができる。
- ⑤ 金融機関の預金への振り込みを受けようとする常勤役員は、あらかじめ、別に定める所定の様式にて、通勤費の振り込みを受ける金融機関の預金の口座を届け出なければならない。

(退職慰労金)

第7条 勤続3ケ年を超える常勤役員に限り、理事長が特別の事由があると認めた場合、前年度の年俸を超えない範囲で退職慰労金を支給することができる。ただし、退職慰労金の金額及び支払い方法については、退職慰労金として予算に計上するとともに、理事会の議決及び評議員会の同意を経る、ものとする。

- ② 退職慰労金は、法令に基づき常勤役員の報酬から控除すべき金額を控除して、その残額をその者の金融機関の預金への振り込みにより、3ヶ月以内に支給する。ただし、本人の希望に基づき、その者に支給すべき金額の全部または一部を、現金で支払うことができる。

### 第3章 役員への費用の弁償

(役員)

第8条 本協会の「定款」に定める次のものをいう。

1. 第 14 条(評議員)に定める評議員
2. 第 24 条(役員の設置)に定める理事・監事
3. 第 31 条(名誉会長及び顧問)に定める名誉会長及び顧問

(費用)

第 9 条 次のものをいう。

1. 理事及び監事においては、理事会への出席の交通費。一律とし、理事長は合理性のある相応の金額を、その都度、決める。
2. 評議員においては、評議員会への出席の交通費。一律とし、理事長は合理性のある相応の金額を、その都度、決める。
3. 顧問においては、特に理事長からの諮問があった場合、諮問の期間に限り、月々の報酬及び交通費を支払うことができる。ただし、月額報酬が 10 万円を超える場合は、理事会の議決を経るものとする。
4. 慶弔慰。金額等は理事長が別に定める役員慶弔慰規程による。
5. 理事長の要請に基づく事業に関わる出張の費用は、別に定める旅費規程による。
6. その他、理事長が妥当と認めたもの。予算に計上されていない又は 1 回の支出が 10 万円を超えるときは、理事会の議決を経なければならない。
7. 前第 4 号をのぞき、本協会の運営の為に常勤役員が費消する費用は、この限りではない。

(支払い方法)

第 10 条 法令に基づき費用から控除すべき金額を控除して、その残額を現金で支払う。

## 附 則

常勤役員報酬規程は、平成 19 年 8 月 31 日、廃止する。

役員退職手当規程は、平成 19 年 8 月 31 日、廃止する。

この役員報酬等規定は、平成 19 年 9 月 1 日から適用する。

この役員報酬等規定は、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。